

## 令和7年 第9回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.9.1	許可
	2	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.9.1	許可
議案第2号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.7.1	承認（進達）
議案第3号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R7.7.1	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.7.1	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R7.7.1	承認
議案第4号	1	非農地証明願いについて		許可

# 令和7年 第9回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第9回総会
- 2・日時 令和7年9月1日(月) 午後15時00分～15時25分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について 3件
- 議案第4号 非農地証明願いについて 1件

## 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

## 最適化推進委員

草野 正雄	川内 清	高橋 哲宏	宮西 正弘
西山 英樹	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

只今から令和7年第9回有田町農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

～会長挨拶～

### ○事務局

ありがとうございました。  
只今の出席委員は9名中9名です。  
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）  
それでは本日の署名委員は、1番（ 前田 邦彦 ）委員、6番（ 林 直司 ）委員によろしくをお願いいたします。  
続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真を添付しています。  
～資料の読み上げ～

### ○議長（会長）

説明が終わりました。  
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

先月、26日に現地を確認してまいりました。場所は、〇〇〇を下って駐車場から右側に行った先に申請地があります。広い土地ではなく、畑には柿木と里芋など植えてありました。このまま現状維持のままされるのかなと思います。別段このままの状態であれば問題はないのかなと思いました。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

今回の申請地は、P5の方の位置図に書いてありますように譲受人の家と隣に隣接している農地を同時に購入されるという予定です。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

同じく26日に現地確認を行いました。場所は、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇〇の北側になり、住宅に囲まれたような場所にありました。説明で昔、果樹園だったと聞いていますが十分農地として活用出来るのではないかと感じました。特段問題はなかったと思います。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

特段補足説明はないんですが、譲渡人が県外に行かれるという事で家を含め農地を処分されるという事です。今、説明もありましたとおり、北は住宅、南は山の間という形になっていて、町外から来て耕作されるのは非常に難しいのではと思われる所です。譲受人がここを耕作される事については十分可能かと思います。ただ、農機具等を持たないと管理が難しいのではとも思いますが、農業をやるという事ですので問題はないかと思います。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP7が申請内容で、P8に位置図、P9に航空写真、P10に土地利用計画図、P11から13に平面図・立面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

16日現地確認に行ってまいりました。場所の方は、国道202号線沿いの〇〇〇から〇〇〇集落内へ300mほど行った先を左折し430mほど行った左側の土地です。元々は〇〇〇を栽培されていたという事でかなり土地も広いんですけど、進入口の道路側溝も既に整備されていて、排水先も別段問題はないのかと思いました。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について申請1番から申請3番について一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農地利用集積等促進計画（案）について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

申請1番

議案書のP14が申請内容で、P15に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP16が申請内容で、P17に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請3番

議案書のP18が申請内容で、P19に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認の確認説明をお願いするところですけど、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は挙手を持って質問してください。

申請3番については1パーセントの手数料がかかるよね。

## ○事務局

そこは説明し了承されています。

## ○議長（会長）

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案) 申請1番から申請3番について、原案どおり「意見なし」と回答することに賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成により申請1番から申請3番は原案どおり「意見なし」と回答します。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。(なしの声)  
無いようですね。

これにて、令和7年第9回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、10月1日(水)の予定です。

総会 15時25分終了